



成田高等学校校歌 (昭和27年制定)

作詞 白鳥 省吾
作曲 寺内 昭

1 印旛の広野昇る日は
不動の森に照り映えて
松と桜の丘のうえ
わが学び舎は輝けり
成田高校昔が母校

児童・保護者手帳

目次

1. 校歌 1
2. 建学の理念と教育方針 2
3. 本校の沿革 2
4. 学 則 4
5. 児童心得 15
6. 父母の会会則 24

2 希望も若く広き道
信念堅く朝夕に
睡みて励むその前途
文化の花も咲き競う
方と光つねにあり

3 奮えよ起てよ新しき
世紀の鐘は高鳴れり
あゝ葉牡丹の豊かなる
永劫なる生命讃えつつ
成田高校榮えあれ

成田高等学校付属小学校

建学の理念と教育方針

成田高等学校は、成田山の宗教的使命の達成と、地方文化の向上のために、創設された。この理念に基づいて、本校は、高等学校、付属中学校、付属小学校間の教育の一貫性を重視しつつ、広く優秀な生徒を募集し、文武両道に励むことを通して、社会に貢献する人材を育成する。

努力目標

本校の建学の理念と教育方針を達成するために、次の五つの努力目標を設定し、高・中・小、各学年に即応させ、その徹底を期している。

- ① 挨拶する
- ② 正装する
- ③ 勉強する
- ④ 運動する
- ⑤ 掃除する

本校の沿革

1. 明治20年10月3日

成田山山主三池照鳳大僧正により、本校の前身である修業年限3ヶ年の成田英漢義塾が創立される。

1. 明治31年10月7日

成田山山主石川照勤大僧正は英漢義塾を閉塾し、新たに修業年限5ヶ年の旧制私立成田中学校の設置認可を受ける。

この日をもって本校の創立記念日と定める。

1. 明治41年2月21日

修業年限3ヶ年の私立成田山女学校が創立される。

1. 明治44年2月13日

成田山女学校を閉校し、修業年限4ヶ年の私立成田高等学校として設置認可を受ける。

1. 昭和23年 3月31日

学制改革に伴い、中学校、女学校を統合し、成田山文化事業財団を設置者とし、成田高等学校の設置認可を受ける。同時に中学校を併設する。

1. 昭和24年 3月31日

併設中学校を閉校する。

1. 昭和26年 1月19日

私立学校法により、学校法人成田山教育財団の設置認可を受ける。

1. 昭和41年12月23日

付属中学校の設置認可を受ける。

1. 昭和42年 4月 8日

付属中学校を開校する。

1. 昭和48年 3月15日

付属小学校の設置認可を受ける。

1. 昭和48年 4月 7日

付属小学校を開校する。

1. 平成10年10月 8日

創立100周年記念式典を挙げる。

1. 平成24年 3月 8日

創立115周年記念校舎整備第1期事業として、新校舎(1号館)竣工式を挙げる。

1. 平成24年 8月 5日

付属小学校管理・特別教室棟の竣工式を挙げる。

1. 平成25年10月 7日

創立115周年記念式典を挙げる。

1. 令和4年 12月14日

付属小学校創立50周年記念式典を挙げる。

学 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、成田山教育財団設立の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法の主旨に従い、初等普通教育を施し、国家社会の有為なる形成者を養成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、成田高等学校付属小学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置は、千葉県成田市田町10番地とする。

(課程及び修業年限)

第4条 本校には、初等普通教育課程を置き、修業年限は6年とする。

(定 員)

第5条 本校の学級及び定員は、各学年1学級35名(男女)6学年6学級 合計210名とする。

第2章 学年、学期及び休業

(学年及び学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から3月31日まで

(休 業 日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(2) 第1・第3土曜日 日曜日

(3) 千葉県 県民の日

(4) 創立記念日

(5) 学年始休業日 4月 1日から 4月 5日まで

(6) 夏季休業日 7月23日から 8月31日まで

(7) 秋季休業日 10月 1日から10月 4日まで

(8) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで

(9) 学年末休業日 3月25日から 3月31日まで

(10) 校長が教育上特に休業を必要と認めた日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程及び授業時数

(教育課程の編成)

第9条 教育課程は、別表のとおりとする。

第10条 教科、科目及び特別教育活動の指導時間数(以下「授業時間数」という。)は、別表のとおりとする。

第4章 入学、転学及び休学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は学年始とする。

(入学資格及び入学許可)

第12条 本校に入学することのできる者は、学齢に達した児童とし、選考を行い入学を許可する。

(児童の募集及び入学者選抜)

第13条 第1学年の児童募集及び入学者の選抜の方法等については、別に定める。

(志望手続)

第14条 入学を希望するときは、保護者において、所定の入学願書、その他の書類に必要な事項を記入のうえ受験料を添えて出願する

ものとする。

(入学手続)

第15条 入学を許可された児童の保護者は、入学の日から7日以内に誓約書(第1号様式)及び住民票を校長に提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の時期までに行われないうときは、入学の許可を取り消すことがある。

(欠席)

第16条 病気その他やむを得ない事由により欠席しようとするときは、保護者は、欠席届(第2号様式)をそのつど、校長に提出しなければならない。

但し、病気のため引き続き7日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

第17条 病気その他やむを得ない事由のため、3月以上出席することができないときは、保護者において、その事由を明らかにし、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添え、休学願(第3号様式)を校長に提出し、承認を受けなければならない。

2 休学の期間は、3月以上1年以内とする。

(復学)

第18条 休学中の児童が、その事由がなくなったことにより復学しようとするときは、保護者において、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添え、復学願(第4号様式)を校長に提出し、承認を受けなければならない。

2 休学期間満了後1月を経過して、復学または転学の手続きをしない者については、転学を命ずるものとする。

(転学)

第19条 他の小学校へ転学しようとするときは、保護者はその事由を明らかにし、転学願(第5号様式)を校長に提出しなければならない。

ならない。

2 第1学年に転入学することのできる者は、第12条に規定する資格を有し、かつ、その学期の課程と同等以上の学力を有すると認められる者とする。

3 第2学年以上に転入学することのできる者は、第12条に規定する資格を有し、かつ、前学年の課程を修了し、または修了したと同等以上の学力を有すると認められる者とする。

4 前項の規定により他の小学校から転学を志願する者は、保護者は転入学願(第6号様式)に在学証明書及び成績証明書を添えて校長に提出し承認を得なければならない。

5 転入学を許可された者については、第15条の規定を準用する。

(再入学)

第20条 本校児童で願いによって転学した者が、転学後2年以内に再び入学を願い出たときは、その事由により再入学を許可することがある。

(出席停止)

第21条 児童が伝染病にかかり、もしくははそのおそれのあるときは、別に定めるところにより、保護者に対し、その児童の出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第22条 親族が死亡したときは、保護者において、忌引届(第7号様式)を校長に提出しなければならない。忌引日数は別に定めらる。

(出席停止及び忌引の取扱い)

第23条 出席停止、または忌引日数については、欠席の取扱いをしない。また、学習成績の評価にあたっては、特別な考慮をすることがある。

第5章 保護者

(保護者)

第24条 第14条に規定する「保護者」とは、児童に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者）とする。

第25条 保護者、本人が転籍、転居または氏名を変更したときは、すみやかに校長に届け出なければならぬ。

第26条 保護者が変わったときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

第6章 教職員の組織

(教職員の組織)

第27条 本校に次の教職員及び学校医等を置く。(略)

第7章 成績評価及び卒業

(成績評価)

第28条 児童の学習成績の判定は、教科担当教諭の行った評価その他の資料に基づき、学習指導要領に示されている目標を基準として校長が行う。

(課程の修了及び卒業の認定)

第29条 学年末における当該学年の課程の修了及び本校の全課程の修了（以下「卒業」という。）の認定は、校長が行う。

- 2 卒業を認定された者に対しては、卒業証書（第8号様式）を授与する。
- 3 卒業を認定する時期は、3月とする。
- 4 課程の修了を認定された者で、必要がある者に対しては、請求に応じて課程修了証明書・卒業証明書又は成績証明書を交付する。

第8章 授業料及び入学金等

(授業料等)

第30条 授業料、入学金及び受験料等の額及び納入の時期等は、次の表のとおりとする。

名称	納入額	納入時期
授業料	月額 30,000円	当月分を5日までに口座自動振替により納入する。
施設設備費	月額 7,600円	〃
図書費	月額 200円	〃
冷・暖房費	月額 700円	〃
入学金	120,000円	入学試験の結果、合格者発表後指定した日
施設維持費	100,000円	入学金と同時に納入
受験料	22,000円	入学試験を受けようとするとき

2 授業料は、在学中出席の有無にかかわらず、毎月指定の日に納入しなければならない。

3 休学を許可された者の授業料は、休学許可のあった翌月から休学期間満了まで徴収しない。

(滞納児童の処置)

第31条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を3月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない者に対しては、校長は転学を命ずるものとする。

(納入金の不還付)

第32条 すでに納入した授業料、入学金及び受験料は、理由のいかんを問わず返還しない。

(き損の弁償)

第33条 校舎及び校有物を故意にき損し、又は亡失した者には、現金又は金銭で弁償させるものとする。

第9章 賞 罰

(表彰)

第34条 学業、人物、その他について優秀な児童に対しては、別に定めるところにより表彰するものとする。

(懲戒)

第35条 教育上必要がある者に対しては、別に定めるところにより、懲戒処分を行うものとする。

2 懲戒処分は、訓告または退学とする。

第36条 前条の退学は、次に該当する者に行う。

- (1) 品行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他児童としての本分に反した者

第10章 雑 則

(文書の經由)

第37条 児童が校長に提出する文書は、すべて担当教諭を経由しなければならない。

(細則等の規定)

第38条 この学則施行上必要な細則並びに児童の管理及び指導等に關する規程は、校長が別に定めるものとする。

付 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

(省 略)

この学則は、平成30年4月1日から改定施行する。
 この学則は、平成31年4月1日から改定施行する。
 この学則は、令和3年4月1日から改定施行する。
 この学則は、令和5年4月1日から改定施行する。
 この学則は、令和6年4月1日から改定施行する。

(第1号様式)

誓 約 書

成田高等学校付属小学校長 様 年 月 日

現 住 所
 本人との関係
ふりがな
 保護者氏名

㊦

次の者の御校在学中は、御校の校則その他の規定を守らせるとともに、本人の一事上のことに關しては、いっさいわたくしどもにおいてお引受けします。

記

現 住 所
ふりがな
 児童氏名

生年月日 年 月 日生

(第2号様式)

欠 席 届

成田高等学校付属小学校長 様 年 月 日

児 童 氏 名
 保護者 氏 名
 ㊦

上記の者は、下記のとおり欠席いたしましたので、お届けいたします。

記

- 1 児童学年氏名 第 学年
- 2 理 由
- 3 期間 (又は期日)

(第3号様式)

休 学 願

成田高等学校付属小学校長 様 年 月 日

児 童 氏 名 名 記
保 護 者 氏 名 名 ㊦

上記の者は、下記のとおり休学いたしたいので、承認くださるよう別紙の資料をそえてお願いします。

- 1 児童学年氏名 第 学年
- 2 理由 年 月 日より 年 月 日まで
- 3 期間(又は期日)

(第4号様式)

復 学 願

成田高等学校付属小学校長 様 年 月 日

児 童 氏 名 名 記
保 護 者 氏 名 名 ㊦

上記の者は、下記のとおり休学していますが、休学の事由が消滅しましたので、復学を承認くださるよう別紙資料をそえてお願いします。

- 1 児童氏名 旧第 学年
- 2 休学期間 年 月 日より 年 月 日まで
- 3 休学事由
- 4 復学希望理由
- 5 復学希望期日及び学年 年 月 日より第 学年に復学希望

(第5号様式)

転 学 願

成田高等学校付属小学校長 様 年 月 日

児 童 氏 名 名 記
保 護 者 氏 名 名 ㊦

上記の者は、下記のとおり転学いたしたいので許可願います。

- 1 児童学年氏名 第 学年
- 2 理由
- 3 転学予定学校名及び学年
- 4 転学希望期日 年 月 日より転学希望

(第6号様式)

転 入 学 願

成田高等学校付属小学校長 様 年 月 日

児 童 氏 名 名 記
保 護 者 氏 名 名 ㊦

上記の者は、下記のとおり御校に転入学を希望しておりますので、許可くださるよう別紙関係書類をそえてお願いします。

- 1 児童氏名生年月日 年 月 日生
- 2 在籍小学校名及び学年
- 3 現 住 所
- 4 転入学希望学年及び期日 第 学年に 年 月 日より転入学を希望
- 5 転入学希望理由

(第7号様式)

忌 引 届

年 月 日

成田高等学校付属小学校長 様

児童 氏名
保護者 氏名

㊦

上記の者は、下記のとおり服忌いたしますので、お届けします。

記

- | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|---|----|---|---|---|----|---|---|---|-----|----|
| 1 | 児童学年氏名 | 第 | 学年 | 年 | 月 | 日 | より | 年 | 月 | 日 | までの | 日間 |
| 2 | 死亡者氏名 | | | | | | | | | | | |
| 3 | 死亡年月日 | | | | | | | | | | | |
| 4 | 児童との続柄 | | | | | | | | | | | |
| 5 | 葬儀の場所及び日時 | | | | | | | | | | | |
| 6 | 服忌の期間 | | | | | | | | | | | |

児 童 心 得

☆本校の児童はこの児童心得を守り、品位ある行動をとりましょう。

1. 礼法について

- (1) 校内で先生や父母、来客、学校関係者に会った時には明るく挨拶をする。
- (2) 通学途中などで先生や、知っている人に行き会った時や児童相互の時も挨拶をする。
- (3) 教室や講堂では静かにし、特に授業中はみだりに自席を離れたり、私語をしたり、騒いだりしない。また集合の時は話をせずみやかに集合する。
- (4) 制服等はきちんと身に付け、生活着はいつも清潔にしておく。

2. 服装規定について

① 制 服 (本校指定)

○冬 服

男子………上衣が濃紺地に蛇腹フラスナー付きで、半ズボン。
女子………濃紺地に校章刺しゅう付きセーラー服。

スカーフは儀式(入学式、卒業式等)の時は白入りを、平常はエンジ色を着用。

○夏 服

男子………ウイシャツ又は開衿シャツと半ズボン。
女子………白セーラー服で長袖と半袖。

※男子は、半ズボンのかわりにスラックスを選択できます。
※夏服は、男女ともポロシャツを選択できます。(令和8年度より)

② 制 帽 (本校指定)

男子………色、布地は制服と同じ濃紺のサイズ。夏は白ビケ帽。

(第8号様式)

卒 業 証 書



氏 名

年

月

日 生

あなたは本校の小学校課程を修了
したのでこれを証します

令和 年 月 日

梨 印
第 号
成田高等学校付属小学校長 印

女子……濃紺のフェルト地に金モールの校章付き。夏は白ビケ帽。

③ 通学用ランドセル・サブバッグ (本校指定)

男女とも校章入りの黒。

④ スクールコート (本校指定)

○男女兼用 (ワーク刺しゅう入り)

- ・ウールコート (素材) 紺色、毛90%、ナイロン10%
- ・ステンカコート

(素材) 紺色ライナー付、ポリエステル65%、綿35%

⑤ 通学靴

原則として黒の革靴 (ビニール製も許可) とする。

また黒か白を主体とした運動靴でもよい。

⑥ 体操服 (本校指定)

長袖上衣・下衣

半袖上衣・ショートパンツ

⑦ 運動靴

上履き 青の縁取りで、室内体育時兼用。

下履き 運動しやすいもの。

⑧ 紅白帽

体育の時間に必ず着用。

⑨ 靴 下

男女とも、夏服装用時は白、冬服装用時は濃紺の靴下に限る。

(本校指定…2022年度入学生より着用)

くるぶしより上の長さのもの。

女子は、冬季に黒のタイツの着用を許可。

⑩ セーター

男女とも白、黒、紺、グレー色などの地味な色。

制服の襟元から見えない物に限る。

⑪ フラワー及びネックウオーサー

無地かチェックのものを使用する。制服の一部として着用するので、華美でないものに限る。

特にフラワーでは、ボアやフラーのタイツは許可していない。

⑫ 頭 髪

男子 長短自由、ただし眉、耳、襟にかからないことを基本とし、えりあしは短く刈り上げる。

女子 肩にかかる長髪は必ず編むかゴム紐 (黒・紺・茶色)

類で縛る。前髪が目にかからないことを基本とする。

飾りのついたゴムやピンは禁止。

男女ともパーマをかけたリ、髪を染めることは禁止。

⑬ 筆箱 (本校指定…2020年度入学生より使用)

校章入り (赤・黒)

⑭ その他

●事情により、制服で通学できない場合は異装願を提出し、

校長の許可を受ける。その他の異装についても同様とする。

●上記以外の物については、華美にならない物とする。

●制服等業者連絡先

(制服・コート等)

三越伊勢丹学生服問合せセンター

(ランドセル・サブバッグ)

神田屋靴製作所

(制帽・体操服等)

とらやスポーツ

(防災頭巾)

川村ふとん店

(筆箱)

桑原書店 (筆箱を購入したい場合は担任に連絡する。)

0570-087789

03-3986-3731

0476-22-0715

0476-22-0461

5. 索引について

- 1 親等 (両親) 7日以内
- 2 親等 (祖父母、兄弟姉妹) 3日以内
- 3 親等 (曾祖父母、伯父母、叔父母) 1日とする

6. 保健について

- ① 健康診断・各種検査 4～6月中に実施

内科健診、結核健診、運動器健診、眼科健診、耳鼻科健診、歯科健診、身体測定、視力検査、聴力検査、尿検査、心電図検査 (1年生のみ)

以上、各種健診や検査等の結果、要再検査、要精密検査、要治療の人には、「結果のお知らせ」を配付するので、それを持って早めに専門医を受診し、学校へ受診結果の用紙を提出する。

- ② 日本スポーツ振興センター

学校管理下で発生したケガ (一部病気も含む) により、医療機関を受診したとき、災害に係る医療費について給付の対象として該当する場合には、「日本スポーツ振興センター災害給付」の請求ができる。

保険診療の医療費の合計 (調剤費も含む) が完治するまでに、500点以上 (家庭負担金が1,500円以上) の場合に適用される。本校では、全児童が加入している。

日本スポーツ振興センターの内容

- I. 共済掛け金
 - 年額 935円 (475円は学校補助、460円は家庭負担※)
- ※特別納入金より支払う。

II. 災害共済給付

- イ. 医療費 全医療費の4/10を給付
 - ロ. 障害見舞金 障害等級に応じて給付
 - ハ. 死亡見舞金 30,000,000円を限度として給付
- (上記金額は令和6年度現在)

III. 学校管理下とは

- 登下校中の災害
- 授業・休み時間中の災害
- 課外活動、修学旅行、遠足中の災害
- その他、審査会で認められたもの

- ③ 学校感染症と出席停止

次の感染症と診断された場合は、「出席停止」となり、「欠席」にはならない。速やかに学校に連絡し、医師の指示にしたがうこと。

学校感染症の種類

第1種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1及H7N9)、中東呼吸器症候群 (MERS)
第2種感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第3種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 (溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等)

④ 保健室利用について

- ・保健室は、傷病の応急処置はするが、医療機関ではないので、継続して治療したり内服薬を飲ませたりすることは原則としてしない。
 - ・家庭で起こった傷の手当は、家庭でおこなうこと。
 - ・保健室は、応急手当を実施し、けがや病気の予防のためにはどうしたらよいかを一緒に考える場所とする。
- ⑤ 保健集会
保健集会を設けて、健康・清潔・安全について指導するとともに、保健意識の高揚に努める。

7. 災害時対応の備蓄について

災害時に備えて水、食料等のセット（1人1日分）を入学時と、4学年次に購入して、学校に備蓄保管して対応する。
（非常用備蓄キット「Vital」6点セット／飲食品・飲料水・アラシケット・マスク・圧縮綿タオル・軍手）

8. 進学について

成田高等学校付属中学校に進学することを原則とする。
許可基準は次のとおり。

- (1) 5年次は、前期・後期中間・後期の3回、6年次は、前期中間・後期の2回の通知表評価及び実力テストのC評価が15%未満であることとする。
- (2) (1)を満たした児童は、付属中学校第一志望選抜入試を受験する。その結果において、国語、算数、社会、理科の各教科で理解不足の分野が見られた場合、補習授業を受け、中学校の学習に備える。

(3) 生活面及び素行上問題がないこと。

- ① 特別指導を受けていないこと。
（社会規範に反する行為、また集団や他者へ悪影響を及ぼす行為等で嚴重注意を受けたにもかかわらず、改善の結果が認められないこと）
- ② 欠席日数は、5年次が学年20日以内であること。
（6年次は前期未までで10日以内とする。）
- (4) 付属中学校の内部進学許可通知後は、他校を受験しないこと。

成田高等学校付属小学校父母の会々則

1. 名称 本会は、成田高等学校 P T A の分会にて、成田高等学校付属小学校父母の会と称する。
2. 所在地 本会の事業所は、成田市田町 1 0 番地 成田高等学校付属小学校に置く。
3. 目的 本会は、本校の教育方針にのっとり、保護者と教職員とが力を合わせて子弟の福祉の増進を図ることを目的とする。
4. 事業 本会は、その目的を達成するために、概ね次の事業を行う。
 - (1) 各種の講演会、懇談会等
 - (2) 運動会、発表会、音楽会、映画会等
 - (3) 児童の学力増進、保健衛生並びに職員の福祉増進等
 - (4) 毎年 1 回以上総会、学級懇談会の開催等
5. 組織 本会の役員は、本校の保護者並びに教職員とする。
6. 役員
 - (1) 本会に次の役員を置く。
会長 1 名、副会長 3 名、監事若干名
学級理事若干名、顧問 1 名(学校長)、
常任幹事および会計
 - (2) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
監事は、会計事務を監査する。
 - (3) 会長、副会長、監事は、総会において会員より選出する。常任幹事は、教職員より会長が任命する。
理事は、各学級会員の互選とする。
7. 総会 本会の総会は、年 1 回開催し、次の事項を行う。
 - (1) 役員選出
 - (2) 事業計画の承認
 - (3) 予算決算の審議・承認
 - (4) 本規約の改正に関する事項
 - (5) その他必要事項の審議・決定
8. 会計 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。会費は月額 1,000 円とし、毎月納入するものとする。本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
 - (1) 本会則は、大綱を示すに留め、事業はすべて会員の協力討議によって臨機応変の処置をなすものとする。
 - (2) 本会会則の変更は、総会の議決によるものとする。
(昭和 49 年 4 月 24 日 設立)
(昭和 58 年 3 月 23 日 一部改正)
(昭和 61 年 3 月 22 日 一部改正)
(平成元年 5 月 6 日 一部改正)
(平成 13 年 4 月 一部改正)
(令和 3 年 4 月 一部改正)
9. 付則

